令和８年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和８年10月28日（水）

令和８年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和８年10月28日（水）午後２時30分

茅ヶ崎市役所　本庁舎４階　会議室２

○　議事日程

第１　議案第58号　農地法第３条の規定による許可申請について

第２　議案第59号　農地法第５条の規定による許可申請について

第３　議案第60号　非農地証明願について

第４　議案第61号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について

第５　議案第62号　引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第６　議案第63号　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第７　報告第27号　農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について

第８　報告第28号　農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

第９　報告第29号　農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について

第10　報告第30号　農地法第18条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について

出席委員

~~１番~~	~~岡本　重雄~~	８番	池杉　隆司
２番	大竹　孝一	~~９番~~	~~石井　保~~
３番	岩壁　俊彦	10番	柿澤　博
４番	齋藤　和子	11番	石井　修
~~５番~~	~~川島　忠~~	12番	原田　勝幸
６番	吉田　恵子	13番	杉本　剛昭
７番	市川　テルエ	14番	高橋　芳嗣
区域１	市川　芳男	区域３	三橋　清高

欠席委員　１番　岡本　重雄　君　　５番　川島　忠　君

９番　石井　保　君

事務局職員出席者

事務局長　岡﨑　貴裕　君

局長補佐　鈴木　崇夫　君

午後２時30分開会

○議長（柿澤博君）　それでは、ただ今より令和８年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。なお、本日は、１番岡本重雄委員、５番川島忠委員、９番石井保委員より欠席届が提出されております。よって、当総会は、委員数14名のうち、11名の委員が、出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第３項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日は推進委員にも出席いただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。６番吉田恵子委員、12番原田勝幸委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第１、議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番及び２番案件を上程いたしますが、１番案件については、出席委員が申請の代理をしていることから、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事に参与することができませんので、一時退席をお願いします。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後２時32分休憩

（本人案件のため当該委員退室）

午後２時33分再開

○議長（柿澤博君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件を上程いたします。なお、申請地の位置図については、回覧資料をご確認ください。また、質疑は説明後、行います。

４番齋藤委員より説明をお願いいたします。

○４番（齋藤和子君）　議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件をご説明いたします。

令和８年10月15日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

申請地は、２筆、いずれも現況畑、合計422㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、ナス、キュウリ、オクラなどを作付けする予定です。

労働力につきましては、本人73歳、従事日数350日、専業、配偶者68歳、従事日数350日、専業、子37歳、従事日数50日、兼業、子33歳、従事日数100日、兼業でございます。

農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、１番案件を説明のとおり許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後２時35分休憩

（当該委員入室）

午後２時36分再開

○議長（柿澤博君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、２番案件を上程いたします。

なお、申請地の位置図については、回覧資料をご確認ください。

また、質疑は説明後、行います。４番齋藤委員より説明をお願いいたします。

○４番（齋藤和子君）　引き続き、２番案件をご説明いたします。

令和８年10月16日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～２番案件について内容を説明～

申請地は、29筆、現況田及び畑、合計14,409㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大するため、譲渡人は営農拡大に協力するためです。

今後につきましては、酒米を栽培、ホップ、ジャガイモ、里芋を作付け、タケノコを肥培管理する予定です。

労働力につきましては、代表取締役57歳、従事日数300日、兼業、従業員等５人、延べ従事日数1,150日でございます。

農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　当該農地の一部につきまして、令和６年３月１日から令和９年２月28日までの期間で、本件の譲受人の法人と代表を同じくする別法人と本件譲渡人との間で、利用権の設定がされている農地となっております。利用権の設定期間中であるため、本件許可に当たりまして、利用権の合意解約が必要になってきます。

本日の議事日程の第10　報告第30号で報告いたしますが、10月28日付け、本日付けで合意解約をする予定となっております。なお、本件譲受人の法人につきましては、当該別法人の事業のうち、農業の部分を専門に行う法人として、新たに設立されたものとなります。そのため、議案書の耕作面積の部分が０となっておりますのは、そういった理由によるものとなります。以上となります。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○区域３（三橋清高君）　この大きな面積について、何をするのですか。所有権移転をされる大きな面積について、どう運用されるのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　基本的には、先ほど説明がありましたように酒米を主として栽培して、ホップ、ジャガイモ、里芋の作付けをする予定となっております。

○区域３（三橋清高君）　この大きな面積で生産をするということですね。

今回、所有権の移転ということで、譲受法人も思い切ったことをされたなと思いました

が、今後も芹沢、赤羽根を中心として、水田を広く耕作していくという意思なのだなということが判ります。

しかし、わたしは、これ以上拡大すると、ものすごく、地域に懸念事項が生じるのではないかなと思っています。

それは、多分、いつまでも、水が来ることを前提にしているのではないのかと思っているからです。

法人の代表者は、水利料とかは払っておられないですよね。それは、地権者の負担だから、地権者が払うのでしょうけれども。

例えば、我々や上の諸先輩方は、畑を荒らしてはいけないですとか、隣に迷惑をかけてはいけないですとかということから、水利負担をして貸しています。

ただ、下の世代になったときに水利負担を、そのまま、受け入れるでしょうか。すごく危ない構造の上で、事業拡大をしているなと思います。

費用が集まらない、人の手が集まらない、水田のインフラがいつまでも整っているとは限らない状況で、面積が増えているわけですよね、判りますでしょうか。

○12番（原田勝幸君）　今までは、そういう指摘がありますが、今度は、所有権の移転だから、当然、水利料や地代とかの問題は解決されつつあるのではないですか。

○区域３（三橋清高君）　これは、今回の議題としてではなくて、今後の赤羽根と、芹沢の周辺の方には、懸念事項として持っておいて欲しいなという問題提起ということになります。地代を払わない方に、占有されてしまうと後継者が育たないです。

○12番（原田勝幸君）　でも、所有権が移転しているのだから、今度は、責任が生じます。

○区域３（三橋清高君）　責任が生じるでしょ。今度、集約していくときには、その責任を譲受法人に持っていかないと、ということです。

○12番（原田勝幸君）　そっちの方にスタンスが変わってきたことだから、むしろ、良いことではないのですか。

○区域３（三橋清高君）　今後の動向を見守っていかないと20～30年くらいの後、ちょっと、危ういのかなと思います。その危険性を知っていて、こういう思い切ったことをするのかなということを問題提起したということです。

今回、所有権移転という思い切ったことをしているので、譲受法人に、その旨をお伝えしておいた方が、両者、地域とこの会社のためではないかなと思いましたので、指摘させていただきました。

○議長（柿澤博君）　今まで、元法人が田んぼを借りてやっていたと思いますが、今回、譲受人が新法人になっていますので、農業部門は新法人がやっていくことになると思うのですが、新法人を設立した理由は何ですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　以前、昨年度の総会において、元法人が農地所有適格法人として認められたということですが、中間管理事業をしている中で、農地中間管理機構から農地所有適格法人の議決権の要件が満たされていないのではないかという指摘を受けまして、元法人については、農地所有適格法人としては、認められないということになってしまったという経過があります。
　その中で、そういった要件をしっかりクリアーした新会社を今回、立ち上げられたといった経過となります。
○区域３（三橋清高君）　別法人になると、本筋とは違うことですが、法律上出来てしまうのは、稲作を止めたいときは、別法人を潰して、今回の所有権移転の損切りをできれば、地域からさっぱり逃げられるということですよね。これは、多分、本筋では無いですけれども、そういうことも想定しておいてもいいと思います。
　ちゃんと面倒を見てくれるのなら、やってもらいたいですけれども、新法人が一応作っているから良いんじゃ無いと簡単に思ったりしますが、よく考えるとちょっと待てよと思ってしまって、こういう危険で、危ういことがあるなということを判ってくれていれば良いのだけれど、それを懸念して、問題提起しただけのことです。
　本案については、特に意見は無いのですが、その調整は地域でやっておくべきかなと思います。
○６番（吉田恵子君）　確かに、新法人がジャガイモや里芋を作っていて、やっぱり、儲からないから止めたと言われたら困ります。
○区域３（三橋清高君）　畑は良いとしても、田んぼは結構の面積を、すでにやっていると思います。ある程度の責任をそれぞれの地域で負っていかないといけないと思います。
　いままで、使用貸借で、地代も払っていないし、今後、どう継続して維持するのかということを、その辺をちゃんと考えていってもらわないといけないと思います。
○区域３（三橋清高君）　別法人にすることによって、それがし易くなったのですよね。
○６番（吉田恵子君）　農家だったら、代々続いているから一生懸命頑張ってやろうという気にもなるだろうけれど会社組織だと採算が合わなければ、この部分は止めるという可能性もあります。

○12番（原田勝幸君）　むしろ、やめにくくなる、所有してしまっているから。農家がどんどん後を継がない訳だから、ガラガラポンをしていかないと次の世代なんて期待したって始まらない訳で、本当は、地域で解決するのが一番正しい。

○２番（大竹孝一君）　地域で解決できなくなっているから、こうなっている。

水利問題の話なんだけれど、貸し借りをするときにちゃんと一筆取っていないと後々問題になるということがあります。

現在、起きていることとしては、親は貸し借りについては、OKですよとやっていましたが、相続になって、今まで、子供が貸していたのを知らなかったので、遡って、水利費を払えと突きつけてきた人がいたということがありました。

それは問題だから貸し借りの時にちゃんと一筆取って、水利費は地主が負担して、耕作はしますよという話で進めていくのなら、その旨をちゃんと書面に残しておかなければならない。

田んぼだけでは無くて、わたしが、持っている畑で、違う自治体ですが、「ハタカン」と言うのがあって、畑に水が缶で配られているというのがあります。

70年前に、その仕組みを作ったときには、60人くらい地権者がいました。60人が集まって、みんなで、お金を出し合って、作って、ルールを決めて、そういう水利関係の話って、昔のことで不文律になっているのだけれども、文字、文書として残っていない。脱退するときは、30万円支払ってくださいと言うのがあって、当時の30万円という金額はすごい金額だなと思いました。今の金額で換算すると100万円くらいになるのでは無いか。退会するときは、退会費をそれだけ払うことになる。そのことを書いてある所も書いて無いとこもあります。

そういった中で、田んぼをなんとかやってくれということで、きれいに作るからと言って、水利費は地主さんが持ってくださいよと口約束ではあるのですが、そういう風にして、拡張している状況です。隣だから、やりますよというのもあります。

畑にしろ、田んぼにしろ、水利がついているということを、使用貸借なり賃貸借の契約をするときに、一筆取っておくことによって、後々に相続が発生したときに水利がどうなっているのかと言うことには、ならなくなるようになります。

未だに払わない人も中にはいますよ、地主として相続しているにもかかわらず、水利料なんか知らないよと言っている人もいます。管理についても、草刈りをしない。

○議長（柿澤博君）　世代が変わっているということからなのか。

○区域３（三橋清高君）　今、大竹さんが指摘したようなことが、借りている土地が多いほど、借りている人が多いほどそういうリスクを抱えてしまうことになる。そのときに、うまく出来るのか。本件の譲受法人がちゃんと理解しているのかどうかということです。
○２番（大竹孝一君）　後々、大揉めになるから、書類で残すしかないと思う。
○議長（柿澤博君）　中間管理機構を通して、貸し借りを畑もやっているじゃないですか。契約書では無くても、覚え書きみたいなのは、交わしているのですか。
○２番（大竹孝一君）　間違いなく、交わしています。
○議長（柿澤博君）　昨年、畑の貸し借りをしていて、地主からクレームが出て、返却すると言ったパターンがあったのだけれども、その時に、どういった形で返却するとか、返却方法も、それも、書かれていたのかというと細かくは書かれてはいなかったです。
○２番（大竹孝一君）　返す時には、耕運して返すのが筋なんです。
○議長（柿澤博君）　筋でしょ。
○２番（大竹孝一君）　けど、それって、書いてなければ、荒らして返すという恐れもあります。
○議長（柿澤博君）　貸し手、借り手のお互いの認識がずれている場合もあるから、やはり書面にするということです。そこに、水利費をどちらが持つとか、そういったことは、目で見えるように、例え、相続が発生して世代が変わっても、それで判るという形を、間に立つ人がやって貰うべきだと思います。
○区域３（三橋清高君）　そうしていって、規模の拡大をしていってもらわないと、危うい土台の上で、この会社は規模の拡大をしていくことになってしまいます。
○議長（柿澤博君）　貸し借りは、契約だから契約書を作らないといけないと思います。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　今現在も、中間管理機構の方にフォーマットがありまして、その中にいろいろと注意事項がありますので、今いただいたご意見につきましても中間管理機構の方に意見としてあげさせていただきます。
○議長（柿澤博君）　畑の貸し借りで、去年、クレームがありましたが、もっと細かく解決方法だとか、そういったものが載っていないとスムーズに終わらないことになるので、そういったことをお願いしたいと思います。
○区域３（三橋清高君）　そういうので揉めるのが、いやになってしまった下の世代では、管理費を払って国に土地を返せるではないですか、そうなってしまうとスカスカになってしまう。

○議長（柿澤博君）　農地を守るという立場からするとそうなってはだめですね。
○区域３（三橋清高君）　返却出来てしまいますから。
○２番（大竹孝一君）　全国的に問題になっているのが、『法人が入ってきました、借りましたが、失敗しましたから返します』と簡単にやってくる。利益にならないから。
○区域３（三橋清高君）　最悪の想定なのは、この法人が抜けてしまった時に誰がカバーするのか。この面積を小さい農家だけしか残っていない状況の中、地域の人がこの面積の面倒を見ることが出来ますか、やらないですよね。そういうのが、一番怖いことなのです。
○２番（大竹孝一君）　やりたいからっと言って、誰でもいいからといって、無作為にやらせるのは問題があるかな。

　無農薬とか無肥料とかが、今、流行っているのだけれども、やるのは良いのだけれども、それを地際ギリギリまでやられて、隣に迷惑をかけるような基礎知識の無い人が入るのは問題があります。
○区域３（三橋清高君）　面積をカバーしていくのでしたら、しっかりやって欲しいとお願いを添えていただければと思います。
○議長（柿澤博君）　借りた以上は、ちゃんと耕作する。
○区域３（三橋清高君）　しっかり、やることをやって、払うものは払って。
○議長（柿澤博君）　やれないのだったら、借りないといったようにして貰いたい。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　譲受法人の方には、本日、こういったご意見が出たということを伝えさせていただきたいと思います。
○６番（吉田恵子君）　所有権の移転なのでしょ。
○議長（柿澤博君）　今回はね。
○区域３（三橋清高君）　これで、本気度を感じました。買うわけですからね。
○２番（大竹孝一君）　所有権移転した場合で一番怖いのは、相続した人が、いきなり、遡って払えだとか言われたりするといやになってしまうから､相続うんぬんの前の段階で、きちんと書類で水利のことを書いておかないと後々揉めることになる。

　逆に、相続人では無くて、貸している人が、後から、儲けているのだから水利代をよこせよということになるのもおかしいと思います。
○議長（柿澤博君）　貸し借りの仕方を詳細に書類に作っておくことですよね。
○２番（大竹孝一君）　水利だけは、当人同士で、相対で話をしていたとしても、書類で残っていないと相続人が請求してきたら揉めることになると思います。

○区域３（三橋清高君）　良い話がそれぞれで出来ました。
○14番（高橋芳嗣君）　水路の浚渫もやってもらわないといけないですよね。水路掃除。
○２番（大竹孝一君）　やってもらわないといけないですね。今までは、来ていないですよね。
○区域３（三橋清高君）　現状では、浚渫もやられていないのですか。
○２番（大竹孝一君）　浚渫には来てないですね。
○12番（原田勝幸君）　その代わりとして芹沢では、会費が発生しているのでは無いですか。
○２番（大竹孝一君）　土地を持っていない。持っていないから地主さんがやることになっています。
○区域３（三橋清高君）　今まで、維持してきたものを、これからも続けていきたいなと思っています。
○２番（大竹孝一君）　私達の水利組合も存続が厳しくなっていて、ほとんど若い人がいなくて、私より年齢が下なのは１人いるかどうか、後、５年もすれば出てくれる人もいなくなってしまい、１日がかりの浚渫も出来なくなってしまう。このことが、喫緊の課題になっています。
○区域３（三橋清高君）　大きな面積の所がカバーに行くべきだと思います。
○２番（大竹孝一君）　うちは、けっこうやっていて、１人では無くて、実際に何人かは連れて行っています。
○区域３（三橋清高君）　判っている農家さんはやっているので、広い面積を持っているのだから、やらなくてはだめだよとは言ってあげないといけない。
○２番（大竹孝一君）　話はしていますが、地域の農業のために、人を出してもらわないといけない。今回これが許可されたら人を出してくださいよと話をします。
○事務局長（岡﨑貴裕君）　許可証を出すときに、その辺のことについては、お話ししします。
○２番（大竹孝一君）　はい、わかりました。
○議長（柿澤博君）　他に、ご意見、ご質問ございませんか。
（「なし」の声あり）
○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第58号、農地法第３条の規定による許可申請について、２番案件を説明のとおり許可することにご異議ございませ

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第２、議案第59号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番案件を上程いたします。

なお、申請地の位置図については、回覧資料をご確認ください。

また、質疑は説明後、行います。11番石井修委員より説明をお願いいたします。

○11番（石井修君）　議案第59号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番案件をご説明いたします。

令和８年10月15日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

申請地は、１筆、畑、606㎡でございます。

譲受人、譲渡人は議案書に記載のとおりでございます。

申請目的は、資材置場です。

農地区分は第３種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

土地利用につきましては、敷地内は、全面砕石敷とし、雨水処理につきましては、敷地内に浸透枡を設置します。

隣接地への被害防除につきましては、フェンスを新設することで、隣接農地に影響がない計画となります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。 議案第59号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番案件を説明のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

○６番（吉田恵子君）　少し待ってください。資材置場で、かなり農地転用が出てきますが、対象地の前がお寺さんですが、たぶん鉄板で周りを囲うのですよね。鉄板で囲うのかを聞きたいです。今までの農地転用での資材置場は、全部鉄板で囲んであります。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　本件は、コンクリートブロック等での擁壁の作りになりますので、鉄板を囲うということはございません。
○６番（吉田恵子君）　本当に無いのですね。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　そういった計画で申請書が提出されています。
○６番（吉田恵子君）　計画ではそうなのですが、しばらくすると、大概、鉄板でぐるっと囲ってあるのですよね。それって、なんとかならないのかなと、ずっと、思っているのですよね。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　農地法上の許可の段階では、こういった計画で申請されていますので、景観の問題が出てくるようであれば、関連の部署もありますので、そういった所と協力して対応していこうと思っております。
○区域３（三橋清高君）　そういった問題があるような場合は、神奈川県農業会議と話をしたりはするのですか。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　いろいろと相談をしたりはしますが、景観の問題であれば、市の方にも景観の担当部署もありますので、そういった所と問題があれば、調整していきたいと思っています。
○６番（吉田恵子君）　でも、言うこと聞かないね。堤の資材置場は全部鉄板で囲ってありますからね。中で何をやっているのか全く判らないです。
○区域３（三橋清高君）　行谷も下寺尾もそうですね。
○６番（吉田恵子君）　何かあったら、どうするのかなといつも思っています。囲いは鉄板ではしないというのは出来ないのでしょうか。書類さえ揃っていれば、許可してしまうのですね。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　少なくとも、農地法上は、そうなります。
○８番（池杉隆司君）　畑が日陰になってしまう。
○局長補佐（鈴木崇夫君）　今回の案件につきましては、西側の隣接に畑がありますが、ここは、単管パイプを使ってのフェンスという計画となっております。
○８番（池杉隆司君）　堤地区で一番悪い所は、博物館の前に鉄板があります。市の方はご存じだとは思いますが、あれが１番景観悪い、あんな所に、文化施設があるのに鉄板がある、堤の人間としては、どうしても許されない、どうにもならない。できれば、農地法で規制できればと思うのですが、囲いをするのは、全部鉄板で囲っているのですよ。最初は、かっこいいことを言っているのですが、最後は、ぐるっとあっちもこっちも鉄板にな

っている。いま、堤は、銀色の色でいっぱいになっていて困っていますから、けっこう照りっ返しが強いのです。その辺のことがありますので、よろしくお願いします。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　ご意見として、承ります。

○区域３（三橋清高君）　重く考えていかないといけない。これの始まりが農地転用の訳ですから。やはり、毎回の総会でのことですが、懸念事項を上げて、議事録を残して、しっかり意見を述べて置く必要があります。

○６番（吉田恵子君）　自宅の前で農地転用になって、初めは、駐車場だったのですが、一ヶ月も経たないうちに、鉄板を張り始めたので、わたし、言いに行きましたら、「あー、すいません。すいません。」と言って、一応、見えるところは、普通の網のフェンスにしたのですが、反対側は鉄板で囲ってあります。隣接地だったので、鉄板で囲ってはいけないと書いたのです。それなのにもかかわらず、そういったことやるのですよね。全然、権限無いですよね、非常に悲しいです。堤地区は、全部、鉄板で囲ってあるのですよ。どうなんでしょ。芹沢は、どうですか。

○２番（大竹孝一君）　我慢することが出来ない、夏なんか、照りっ返しで暑くて。高さが３ｍ以上でしょ、３ｍ以上の上からコンクリートブロックが積んであるのが見えますが、それがまかり間違えて、こちらに倒れてきたらどうするんだというのがあります。

○６番（吉田恵子君）　神奈川県、特に湘南地域は、特に農地転用では、ほとんどが、資材置場か産廃なんですよ。できれば、神奈川県で例えば、農地転用があった場合、鉄板では囲わないと言うことが出来ないのか。

○２番（大竹孝一君）　条例を作るしか無い。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　ご意見として、承ります。

○区域３（三橋清高君）　われわれがせめて出来るのは、こういう風にして、議事録として残しておくことです。いろいろな意見は、しっかり発言して、議事録に残してもらって、ホームページに公表されるものなのですから。

○議長（柿澤博君）　本件の土地ですが、東側は開発がかかっていると思うのですが、こっちも農地では無いのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　お寺さんの駐車場があるところですか。

○議長（柿澤博君）　いや、こちらの西側です。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　西側ですか。

○議長（柿澤博君）　そう、西側です。宅地に転用されて、今、開発をやっていますよ。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　やっています。元々、１棟の大きな家があって、宅地だったところです。

○議長（柿澤博君）　そこは農地では無かったのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　家でした。新しい家が建つ要件があって、家を建てる分譲みたいな形に作っているのではないですか。

○議長（柿澤博君）　今回の場所だけが農地だったと言うことですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　はい、そうです。

○12番（原田勝幸君）　耕地整理の場所じゃ無かったのか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　違います。

○議長（柿澤博君）　他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。 議案第59号、農地法第５条の規定による許可申請について、１番案件を説明のとおり許可相当として県知事に意見を送付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第３、議案第60号、非農地証明願について、１番案件を上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

４番齋藤委員より、説明をお願いいたします。

○４番（齋藤和子君）　議案第60号、非農地証明願について、１番案件をご説明いたします。

今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたものです。

令和８年10月15日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

１番案件の申請地は、１筆、登記地目畑、472㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

当該地は、10年以上前から住宅敷地となっており、農地として利用されることなく現在に至っております。神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」における「建築物又は工作物の敷地」に該当し、この事実を「航空写真」により、客観的に証明できることから、非農地要件を満たしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。 議案第60号、非農地証明願について、１番案件を説明のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第４、議案第61号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番から７番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は説明後、行います。区域３三橋委員より説明をお願いいたします。

○区域３（三橋清高君）　議案第61号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番から７番案件をご説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が、農地を貸し付けるため、茅ヶ崎市に対し農用地利用集積等促進計画案の作成・提出について依頼し、農業水産課において計画案を作成したことから、農業委員会に意見を求められたものでございます。

本報告に係る借り手・地権者の住所及び氏名につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

～１番案件について内容を説明～

１番案件の農地は、２筆、いずれも現況畑、合計506㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～２番案件について内容を説明～

続いて、２番案件の農地は、１筆、現況畑、369㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、新たに３年間の設定を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～３番案件について内容を説明～

続いて、３番案件の農地は、１筆、現況畑、394㎡でございます。権利の存続期間は、令

和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～４番案件について内容を説明～

続いて、４番案件の農地は、１筆、現況畑、465㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～５番案件について内容を説明～

続いて、５番案件の農地は、１筆、現況畑、1,417㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和10年12月31日までとなり、２年間の更新を行うものです。

権利の種類は、賃借権でございます。

～６番案件について内容を説明～

続いて、６番案件の農地は、１筆、現況畑、477㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

～７番案件について内容を説明～

続いて、７番案件の農地は、１筆、現況畑、1,223㎡でございます。権利の存続期間は、令和９年１月１日から令和11年12月31日までとなり、３年間の更新を行うものです。

権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○議長（柿澤博君）　２番案件の土地は新規の案件なのですが、場所はどこですか。地図は無いのですか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　中間管理機構の案件については、地図の用意はしておりません。同じ法人が近くで６筆くらいやっています。

○議長（柿澤博君）　見てきたのですか。

○区域３（三橋清高君）　はい、わたしが現地確認してきました。縄伸び分というか隣の農地を追加で借りるという案件ですが、ちゃんとやっていましたので、問題無としました。

○６番（吉田恵子君）　ちゃんと出来ているのですか。

○区域３（三橋清高君）　今まで、出来ていなかった部分がけっこうあった借り手でしたので、注意深く見てきましたが、本案件の場所はちゃんとやっていました。

皆さんが、以前、きちんとやらないと新規、更新を認めない、きちんとやってくださいと言ったことから、農地が集約されていったことにより、きれいにやっているのかもしれません。いたずらに広くやっているのでは無く、手が回らない場所はしっかりダウンサイジングしたので、手が回っているのでは無いですか。ちゃんとやっていると言って良いと思います。

○議長（柿澤博君）　今使っているところの隣接なのですか。

○区域３（三橋清高君）　はい、そうです。

○議長（柿澤博君）　他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第61号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項による意見聴取について、１番から７番案件を説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第５、議案第62号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番及び２番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

11番石井修委員より、説明をお願いいたします。

○11番（石井修君）　議案第62号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番及び２番案件をご説明いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

１番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年10月16日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

５筆、いずれも畑、合計1,560.91㎡につきましては、ブロッコリーが作付けされているほか準備中でした。

１筆、現況畑、826㎡につきましては、ネギ、サツマイモ、オクラ等が作付けされていました。

７筆、いずれも現況畑、合計3,882.75㎡につきましては、ブロッコリー、キャベツが作付けされているほか準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、その他一式でございます。

労働力は、本人73歳、従事日数250日、専業、配偶者75歳、従事日数150日、兼業、子、43歳、従事日数60日、兼業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

続いて、２番案件をご説明いたします。

２番案件の申請者は、議案書のとおりでございます。

令和８年10月13日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～２番案件について内容を説明～

特例農地の耕作状況をご説明いたします。

１筆、畑、181㎡につきましては、ナガイモ、ホウレンソウ、ニンジン等が作付けされていました。

１筆、畑、1,054㎡につきましては、準備中でした。

３筆、いずれも現況畑、合計1,098.50㎡につきましては、一体として耕作されており、トウガラシ、オクラ、ダイコン等が作付けされているほか、柿が肥培管理されており、一部採草放牧地でした。

５筆、いずれも現況畑、合計1,505㎡につきましては、一体として耕作されており、準備中でした。

１筆、畑、1,103㎡につきましては、準備中でした。

農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力は、本人79歳、従事日数360日、専業、配偶者76歳、従事日数360日、専業、子51歳、従事日数360日、専業、子の配偶者50歳、従事日数360日、専業でございます。

以上、農業経営がなされていることを確認いたしました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第62号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、１番及び２番案件を説明のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第６、議案第63号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、１番案件を上程いたします。なお、質疑は説明後、行います。

区域３三橋委員より、説明をお願いいたします。

○区域３（三橋清高君）　議案第63号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、１番案件をご説明いたします。

本案件につきましては、地権者が令和８年８月27日にお亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、その地権者が主たる従事者であったことの証明願が提出されたものでございます。

本報告に係る買取申出者及び申出事由の生じた者につきましては、いずれも議案書に記載のとおりでございます。

令和８年10月13日、事務局２名と現地調査をいたしました。

～１番案件について内容を説明～

買取申出の生産緑地の耕作状況をご説明いたします。

４筆、いずれも現況畑、合計2,011.91㎡につきましては、準備中でした。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柿澤博君）　ありがとうございました。次に事務局より補足説明はございますか。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　特にありません。

○議長（柿澤博君）　では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「なし」と認め、採決をいたします。議案第63号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、１番案件を説明のとおり証明することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（柿澤博君）　日程第７、報告第27号、農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第８、報告第28号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第９、報告第29号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第30号、農地法第18条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について、を一括して上程いたします。

事務局より報告をお願いいたします。

○局長補佐（鈴木崇夫君）　報告第27号、農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、ご説明いたします。

議案書は７ページになります。

本案は、農地法第３条の３第１項の規定による農地等の権利取得の届出でございます。

１番案件につきましては、相続による農地の権利取得の届出となっております。

届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第28号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第４条第１項第７号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は８ページ、１番案件から６番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、住宅敷地、共同住宅敷地、駐車場敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第29号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、農地法第５条第１項第６号の規定に基づく農地転用の届出でございます。

議案書は９ページ、１番案件から10番案件までとなっており、転用の目的といたしましては、道路敷地、住宅敷地、共同住宅敷地となっております。

いずれも、届出に必要な書類も完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

続きまして、報告第30号、農地法第18条第６項の規定（合意契約）による通知の報告についてご説明いたします。

議案書は10ページになります。

本件は、農地法第18条第６項の規定に基づき、農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第一項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならないとされていることから、合意解約の通知を受けた案件となります。

１番案件について、借り手、農地中間管理機構及び地権者から提出されたものであり、合意解約の合意が成立する日は、令和８年10月28日でございます。

こちらは、先ほど、ご審議いただいた議案第58号の２番案件の土地の一部に関わる案件となります。事務局からの報告は以上となります。

○議長（柿澤博君）　事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をおうかがいいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（柿澤博君）　ご質問がないようですので、日程第７、報告第27号、農地法第３条の３の規定による農地等の権利取得の届出の専決処分の報告について、日程第８、報告第28号、農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第９、報告第29号、農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分の報告について、日程第10、報告第30号、農地法第18条第６項の規定（合意解約）による通知の報告について、までの報告を終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和８年第11回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後３時36分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議　長

委　員

委　員